

## 府中市の子ども・子育て支援に関する取組の動向について

## 1 これまでの取組

## ●「府中市子育て支援推進計画」(平成 10 年度～平成 14 年度)

府中市では、平成 6 年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) や平成 9 年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成 10 年度から平成 14 年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画-ひとみ輝け! 府中子どもプラン-」を策定しました。

## ●「府中市福祉計画(子育て支援分野)」(平成 15 年度～平成 20 年度)

平成 11 年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン) を受けて、平成 15 年度から平成 20 年度を計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

## 2 現行の取組

## ●「府中市次世代育成支援行動計画」(平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 17 年 3 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、次世代育成支援対策※の 10 年間の集中的・計画的な取り組みを進めるため、「府中市福祉計画」における子育て支援計画を発展的に引き継ぐかたちで、平成 17 年度から平成 21 年度を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期とした「府中市次世代育成支援行動計画(以下「次世代育成支援行動計画」といいます。)」を策定しました。

現行においては、当該計画の後期計画に基づき施策の展開を進めるとともに、その進捗状況を継続的に評価・点検し子育て支援策の推進を図っています

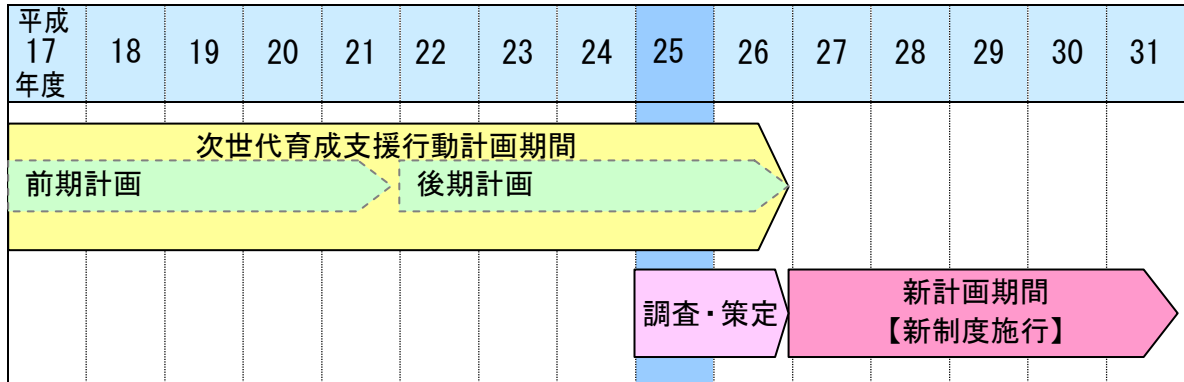
※次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備のための取組

## 3 今後の取組

## ●「府中市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法(「子ども・子育て支援法」ほか)による新たな子ども・子育て支援制度の本格施行が平成 27 年 4 月からと見込まれています。新たな制度において、市町村は平成 27 年度から 5 年間で計画期間とする市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「子ども・子育て支援事業計画」といいます。)を策定することとされています。

これを受け本市では、平成 27 年度以降の次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、法定による子ども・子育て支援事業計画を内包した、府中市の子ども・子育て支援に関する計画の策定作業を進めるとともに、新制度の円滑な導入とその後の運営に向け、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みづくりを進めます。



●「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の違い

現行の「次世代育成支援行動計画」と今後策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」は、ともに少子化の進行や子育て環境の変化への対応、次代を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現という根柢にある目的は共通するものの、それぞれの根柢となる法律及びそれに付随する制度（＝目的達成の手段）が異なることから、次のような違いが見られます。

	次世代育成支援行動計画 (現行計画)	子ども・子育て支援事業計画 (次期計画)
<b>根 拠 法</b>	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
<b>位置づけ</b>	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
<b>内 容</b>	<p>18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画</p> <p>【記載事項】 次の次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的を定めるもの。 ・地域における子育ての支援 ・母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保 ・職業生活と家庭生活との両立の推進 ・その他の次世代育成支援対策</p>	<p>基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下「区域」といいます。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保の方策等について定める計画</p> <p>【記載事項（必須）】 ・区域の設定 ・区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容</p> <p>【記載事項（任意）】 ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</p>

### ●次期計画策定に向けた検討課題

以上のように現行の次世代育成支援行動計画と次期計画となる子ども・子育て支援事業計画では、法により求められる内容の対象範囲や枠組みやが異なることを踏まえつつ、今後、府中市が策定する子ども・子育て支援に資する施策の計画が、現行の取組における課題を解消していくための有効な手段として、どのようにあるべきか検討していく必要があります。

